

三朝町特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和元年 6 月 19 日

三朝町長

### 三朝町条例第 3 号

三朝町特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

三朝町特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和45年三朝町条例第 3 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

| 改正後               |   |                                | 改正前               |   |                                |
|-------------------|---|--------------------------------|-------------------|---|--------------------------------|
| 別表（第 2 条、第 6 条関係） |   |                                | 別表（第 2 条、第 6 条関係） |   |                                |
| 区分                | 報酬の額  | 内国旅行の旅費                        | 区分                | 報酬の額  | 内国旅行の旅費                        |
| 略                 |   | 三朝町町                           | 略                 |   | 三朝町町                           |
| 選挙長               | 1 回につき <u>10,800</u> 円（当該選挙が無投票となった場合にあっては7,800円）     | 長等の給与及び旅費に関する条例                | 選挙長               | 1 回につき <u>10,600</u> 円（当該選挙が無投票となった場合にあっては7,800円）     | 長等の給与及び旅費に関する条例                |
| 投票所の投票管理者         | 日額 <u>12,800</u> 円（投票事務打合等の職務の場合にあっては <u>6,400</u> 円） | （昭和45年三朝町条例第 5 号）に規定する旅費の例による。 | 投票所の投票管理者         | 日額 <u>12,600</u> 円（投票事務打合等の職務の場合にあっては <u>6,300</u> 円） | （昭和45年三朝町条例第 5 号）に規定する旅費の例による。 |
| 期日前投票所の投票管理者      | 日額 <u>11,300</u> 円                                    |                                | 期日前投票所の投票管理者      | 日額 <u>11,100</u> 円                                    |                                |

|              |   |
|--------------|---|
| 開票管理者        | 1回につき <u>10,800</u><br>円                                    |
| 投票所の投票立会人    | 日額 <u>10,900</u> 円（立会時間が7時間以内の場合にあっては <u>5,400</u> 円）       |
| 期日前投票所の投票立会人 | 日額 <u>9,600</u> 円（立会時間が6時間以内の場合にあっては <u>4,800</u> 円）        |
| 開票立会人        | 1回につき <u>8,900</u><br>円                                     |
| 選挙立会人        | 1回につき <u>8,900</u><br>円（当該選挙が無投票となった場合にあっては <u>4,400</u> 円） |
| 略            |   |
| 略            |   |

|              |   |
|--------------|---|
| 開票管理者        | 1回につき <u>10,600</u><br>円                                    |
| 投票所の投票立会人    | 日額 <u>10,700</u> 円（立会時間が7時間以内の場合にあっては <u>5,300</u> 円）       |
| 期日前投票所の投票立会人 | 日額 <u>9,500</u> 円（立会時間が6時間以内の場合にあっては <u>4,700</u> 円）        |
| 開票立会人        | 1回につき <u>8,800</u><br>円                                     |
| 選挙立会人        | 1回につき <u>8,800</u><br>円（当該選挙が無投票となった場合にあっては <u>4,400</u> 円） |
| 略            |   |
| 略            |   |

附 則

この条例は、公布の日から施行する。